

# 伊丹市立笹原小学校 P T A

## 規約並細則

保 存 版

※この規約書は再発行いたしませんので  
在学中は大切に保管して下さい。

# 伊丹市立笹原小学校 PTA 規約

## 第1章 総則

- 第1条 (名称及び事務所) 本会は伊丹市立笹原小学校 P T A と称し、事務所を伊丹市南野 6 丁目 5 番 33 号伊丹市立笹原小学校内に置く。
- 第2条 本会は、家庭及び学校と相協力して児童の福祉を増進し民主教育の推進をはかり、社会文化の向上発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的達成のために次の各項実行に努める。但し、教育権確立のため、学校管理に干渉せず、又、宗教及び政治活動も行なわない。
1. 会誌、会報、刊行物の発行
  2. 学校教育環境の整備に協力する
  3. 講習会、研修会、講演会及び見学等の開催
  4. その他、前条の目的達成のために必要な事項

## 第2章 会員

- 第4条 (会員資格) 本会会員になることのできる者は、本校在籍児童の保護者及び本校に勤務する教職員とする。相談役に就任する際、児童が在籍しなくなった前任会長、前任副会長を特別会員とする。
- 第5条 (資格の発生と喪失) 保護者は本校に児童が入学又は転入した日をもって加入でき、本校を卒業又は転出した日に退会する。教職員は本校に着任した日をもって加入でき、教職員が退職した日又は本校から離任した日に退会する。
1. 保護者については児童が属する家庭を、教職員については個人を単位として、一家庭又は一個人を一会員として換算し、その合計を会員数とする。同一家庭内に複数の児童が属する場合、その家庭は一会員として取り扱う。
  2. 加入退会は任意である。会員継続が困難な場合、会長へ申し出た上で、指定する休会届、または退会届を提出する。
  3. 休会の期間中は会員としての義務は一時休止とし、会費は支払うこととする。
- 第6条 P T A 会員は本会の目的を達成するための事業、活動に参画する平等の権利と参加する義務を有する。

## 第3章 執行部役員

- 第7条 本会は、少なくとも次の執行部役員(以下、役員とする)をおく。
1. 会長 1名
  2. 副会長 4名
  3. 書記 2名
  4. 会計 2名

- 第8条 役員の仕事は次のとおり定める。
1. 会長は、本会を代表し、総会、委員総会、運営協議会、役員会を招集し、会務を総理する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは会務を代理する。
  3. 書記は、会合の案内、会場準備、活動状況の記録及びその保管にあたる。
  4. 会計は、会費、寄付金その他の事業収入金等の受入れ、経費・支出会計処理を行ない、会計帳簿の管理・保管をする。
- 第9条 役員は選出は次のとおり定める。
1. 役員は選出は、役員・委員選出細則によるものとし、総会の承認により決定就任する。役員は就任した日より原則2年とし、毎年半数を改選するものとする。但し、再選は妨げない。
  2. 役員を務めた者は本会所属期間中、全ての委員の任を免除する。但し、本人の承諾のある場合はこの限りではない。
- 第10条 本会は、校長、教頭を顧問とし、会長は会の運営につき常に顧問と連携、協議する。
- 第11条 本会は、前任会長、前任副会長を相談役に選任し、相談役は役員は求めがあれば、役員会、運営協議会、委員総会、総会に出席し、意見を述べることができる。

## 第4章 委員

- 第12条 本会は、役員・委員選出細則により、会員の中より委員を選出する。
- 第13条 委員は、本会の事業を分担し、相協力してその推進をはかるため部会委員会細則の定めに従い、部会及び委員会を組織する。

## 第5章 総会

- 第14条 定期総会は、毎年1回、年度初めに開催する。  
臨時総会は、必要に応じ委員総会の承認を得て、会長が招集し開催する。
- 第15条 次の事項は、定期総会に報告し、承認を得なければならない。
1. 前年度の事業並びに収支決算
  2. 役員は選出
  3. 本年度の事業計画並びに予算
  4. その他、必要と認めた事項
- 第16条 次の事項は、総会に提出2分の1以上の賛成を得なければならない。
1. 本規約の変更
  2. 会費の変更
- 第17条 総会の定足数は、会員家庭数の3分の1とし(委任状を含む)、議決は出席会員の多数決による。  
可否同数の場合は、議長がこれを決定する。  
投票議決権は、1家庭につき1票とする。  
議長は、総会において、その都度選出する。

## 第6章 会議

- 第18条 本会は、総会の他に次の会議を開催する。
1. 役員会
  2. 運営協議会
  3. 委員総会
  4. 部会
- 第19条 役員会は、第7条の役員及び第10条の顧問をもって構成する。
- 第20条 運営協議会は、第7条の役員、第10条の顧問、第13条で組織した部長2名をもって構成する。
1. 運営協議会は、必要に応じて、会長が招集し開催する。又、会長は構成員の4分の1以上の要求があったときは、運営協議会を招集し開催しなければならない。
  2. 運営協議会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ、その議事を開くことはできない。
  3. 運営協議会は、次のことを行なう。
    - (1) 第3条に規定する事項の企画、立案
    - (2) 委員総会の原案作成及び準備
    - (3) その他重要事項の企画
  4. 運営協議会の議決は、出席者の2分の1以上で決定する。
  5. 緊急を要する事項については、委員総会に代わってこれを処理することができる。但し、次期委員総会において報告しなければならない。
- 第21条 委員総会は、委員全員をもって構成する。
1. 委員総会は、会長が招集し開催する。又、会長は構成員の4分の1以上の要求があったときは、委員総会を招集し開催しなければならない。
  2. 委員総会は、構成員の2分の1以上（委任状を含む）が出席しなければ、その議事を開くことができない。
  3. 委員総会は、次のことを行なう。
    - (1) 第15条の総会議決事項の議案の作成
    - (2) 第20条第5項の報告事項の承認
  4. 委員総会の議決は、出席者の2分の1以上で決定する。
- 第22条 本規約第18条の部会並びに各委員会の構成、目的及び活動は部会・委員会細則の定めに従う。

## 第7章 会計

- 第23条 本会の経費は、会費、寄付金、及び事業収入金等をもってこれに充てる。
- 第24条 会費は、在籍児童及び教職員1人につき200円を毎月徴収する。
1. 笹原小学校と当会において徴収事務の委任契約を交わし学校徴収金と併せて指定月に所定の金融機関から引き落とす。
  2. 転出・退会の場合、既納の会費は返還しない。
- 第25条 会費以外に費用を徴収するときは、本規約第16条の定めにより、総会の議決を得なければならない。但し、紙面投票による会員家庭数の3分の2以上の賛成をもって総会議決に代えることができる。

- 第26条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。
1. 当期の決算において剰余金が生じた場合は、次年度会計へ繰り越すこととする。
  2. 年度替りにおいて新年度予算未成立の場合は、新予算が成立するまでは前年度予算に準じて収支する。

## 第8章 会計監査

第27条 会計監査は、役員・委員選出細則により選出する。

第28条 会計監査は、年2回財務書類を監査し、定期総会において監査報告をする。

## 第9章 個人情報保護

第29条 (個人情報保護規定) 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱細則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第10章 運営

第30条 本会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限り、運営協議会の決議を得て定めることができる。細則を作成又は改廃した場合は次期委員総会、総会にて報告しなければならない。

第31条 本規約は、第16条及び第17条の定めにより、総会決議がなければ改正することができない。又、改正案は、総会の前日までに全会員に通知せねばならない。

第32条 災害時、緊急時の場合、役員と顧問、学校側と協議して、その年度のPTA活動の変更や中止およびPTA会費の運用について決定することができる。

第33条 本規約についての疑義は、役員会の解釈に従うものとする。

- (附則) 本規約は、昭和42年4月1日より施行する。  
(附則) 本規約は、一部改訂し、平成29年4月より施行する。  
(附則) 本規約は、一部改正し、平成30年4月より施行する。  
(附則) 本規約は、一部改正し、平成31年4月より施行する。  
(附則) 本規約は、一部改正し、令和2年4月より施行する。  
(附則) 本規約は、一部改正し、令和5年4月より施行する。  
(附則) 本規約は、一部改正し、令和7年4月より施行する。  
(附則) 本規約は、一部改正し、令和8年4月より施行する。

# 伊丹市立笹原小学校 PTA 役員・委員選出細則

本役員・委員選出細則は、規約第 9 条、第 12 条、第 27 条の規程により作成したものである。

## 第1章 執行部役員

- 第1条 執行部役員（以下、役員とする）の選出は、会員の中より自薦、他薦を問わず候補者を募り選考部を中心に行う。
- 第2条 役員経験者は、地区委員、学年委員、役員の選考対象から免除とするが、本人の意向を尊重し承諾ある場合は選考対象とすることもできる。
- 第3条 役員は、それぞれ本人の承諾を得て決定とし、予定者とする。
- 第4条 役員会、運営協議会、委員総会での承認を得て、定期総会において報告し、会員の承認を得る。
- 第5条 会計監査及び相談役は、特別執行部役員とする。
- 第6条 会計監査は、役員で協議の上、会員中よりその予定者を委嘱し、役員会、運営協議会にて報告、委員総会での承認を得て、定期総会において報告し承認を得る。
- 第7条 相談役は、規約第 11 条に則り、前任会長、前任副会長が就任する。任期は原則 1 年とするが、事情により延長もあり得る。

## 第2章 委員

- 第8条 規約第 4 章 第 12 条により、保護者会員の中より学年委員を選出する。原則 1 児童につき 1 回とし、兄弟姉妹で児童がいる場合は上の児童の保護者として学年委員となり、本会の活動に参加、協力いただくものとする。
- 第9条 規約第 4 章 第 12 条により地区ごとに保護者会員の中より地区委員を選出する。地区委員は、愛護部会を組織し所属する。地区委員選出は第 12 条に基づく。
- 第10条 規約第 4 章第 12 条にて 1 年～5 年は 3 学期に次年度学年委員立候補者を募り、次のとおり学年委員選出会を行う。  
新 1 年は新年度に立候補者を募り、学年委員選出会を行う。  
1. 立候補者が定員数を超えた場合、選出会にて立候補者から抽選で決定する。  
2. 立候補者が定員数を超えない場合、立候補者全員を学年委員とする。定員を不足している場合は、全会員より免除者を除き、選出会にて抽選で決定する。選出後の辞退、免除申請は受け付けない。免除の申請については第 18 条のとおり。
- 第11条 規約第 4 章 第 13 条により部会、委員会を組織、構成する。学年委員の各部選出は以下の通りとする。選出人数については、在籍児童数等を考慮して役員で協議する。  
1. 学年部は、次年度も会員資格のある保護者より必要人数を選出する。  
2. 専門部は、教養部及び、広報部及び、保健体育部及び、選考部から構成される。又、専門部は、次年度も会員資格のある保護者より必要人数を選出する。

- 第12条 地区委員(愛護部)は、次年度も会員資格のある保護者より必要人数を選出する。選出方法は、免除者を除く学年委員未経験者から優先して選出する。但し、地区事情によっては、学年委員経験者も地区委員に選出されることもあり得る。その他、他の兄弟による地区委員の経験などを考慮する。
- 第13条 各部補欠者を1名以上選出する。
- 第14条 各委員の任期は、1年とする。
- 第15条 選考部は、11月末を目処に役員が決められなかった場合、会員中より候補者を再度募り、現役員、顧問、教職員代表2名、選考部立合いの下候補者間で調整し決定する。
- 第16条 第15条にても決定に至らない場合は、現役員、顧問、教職員代表2名立会いの下、全会員より免除者を除き作成した役員選出対象名簿の中から抽選にて決定できるものとする。抽選は、顧問が行うものとする。選出後の辞退、免除申請は受け付けられない。免除の申請については第18条のとおり。

### 第3章 免除

- 第17条 役員・委員免除については、役員・委員選出細則第8条、第9条による選出前までに一定の期間を設け申し出ることとし、免除規定に沿って役員で協議する。
- 第18条 役員・委員免除は下記の通り規定する。
1. 役員経験者(第1章第3条により原則永久免除)
  2. 新年度4月2日時点で、4歳未満の幼児がいる者。
  3. 公私を問わず、幼稚園、中学校の執行部役員・委員内定者。  
但し、保育所・高等学校を除く。
  4. 妊娠及び病氣(難病や日常生活に制限のある者)等で活動が困難と認められる者。
  5. 役員で協議し、顧問との判断で免除妥当とした者。
- 第19条 各部部長は6年間、就任年度を含み、部長の任および執行部役員選出を免除とする。但し、本人の承諾がある場合はこの限りではない。

### 第4章 運営

- 第20条 選任された全ての役員、委員は、それぞれの任期を全うするよう、互いに協力し合い、本会の運営を責任を持って行なう。
- 第21条 活動を休止もしくは役職を退任(辞任)する必要がある場合、原則として役員は、役員会、運営協議会にて、委員は、運営協議会にて本人が申し出て説明し、2分の1以上の賛成を得ること。
- 第22条 第21条の措置を取られない場合は、役員会にて協議し活動の休止の承認、もしくは進退を決めることができることとする。

第23条 委員に欠員が生じた場合は、各部の補欠者より補充する。役員に欠員が生じた場合、運営協議会の協議を経て選任する。選考結果は、全会員に通知し、総会に代わるものとする。  
任期は、役員、委員共に前任者の残任期間とするが、短い場合は兼務等で補充しない場合もあり得る。

第24条 欠員の処遇は、以下の通りとする。  
1. 役員は2年、学年委員は1年の任期のうち、3分の2以上の期間の活動を行っていない場合は、原則として活動経験とは認められない。但し、災害時、緊急時の場合はこの限りではない。  
2. 当該年度の役員・委員名簿より、氏名削除となる。  
3. 必要に応じ、役員会、運営協議会で協議し、免除期間、役員・委員名簿削除の有無の決定も可能とする。

第25条 補欠選任者の待遇は、任期の期間により運営協議会で協議し決定する。

第26条 本細則の変更は、規約第30条の定めによる。

- (附則) 本細則は、昭和42年4月1日より実施する。
- (附則) 本細則は、昭和43年4月26日より実施する。
- (附則) 本細則は、昭和45年5月4日より実施する。
- (附則) 本細則は、昭和46年4月29日より実施する。
- (附則) 本細則は、昭和47年4月29日より実施する。
- (附則) 本細則は、昭和48年4月29日より実施する。
- (附則) 本細則は、昭和50年4月1日より実施する。
- (附則) 本細則は、昭和51年4月11日より実施する。
- (附則) 本細則は、昭和52年4月1日より実施する。
- (附則) 本細則は、平成4年4月1日より実施する。
- (附則) 本細則は、平成6年4月1日より実施する。
- (附則) 本細則は、平成15年4月11日より実施する。
- (附則) 本細則は、平成15年11月7日より実施する。
- (附則) 本細則は、平成26年4月1日より実施する。
- (附則) 本細則は、平成28年5月6日より実施する。
- (附則) 本細則は、平成29年5月1日より実施する。
- (附則) 本細則は、平成30年5月2日より実施する。
- (附則) 本細則は、平成30年9月14日より実施する。
- (附則) 本細則は、令和2年10月20日より実施する。
- (附則) 本細則は、令和5年3月7日一部改正する。  
但し、施行は令和5年4月29日より実施する。
- (附則) 本細則は、令和7年4月26日より実施する。
- (附則) 本細則は、令和8年4月25日より実施する。

# 伊丹市立笹原小学校 PTA 部会細則

本部会細則は、規約第 13 条、第 18 条、第 20 条及び第 21 条の規程により作成したものである。

- 第1条 委員選出については、規約第 12 条により役員・委員選出細則にて定めたとおりとする。
- 第2条 選出された PTA 学年委員は、学年部、教養部、広報部、保健体育部、選考部を組織し、委員はそのいずれかに所属しなければならない。
- 第3条 選出された PTA 地区委員は、愛護部を組織し所属しなければならない。
- 第4条 第 1 条及び第 2 条の部会の他に、選出された PTA 委員で必要な委員会を組織することができる。
- 第5条 各部会には、それぞれ部長 2 名、代表教職員を置く。代表教職員は、会長と顧問とで協議し、会長が委嘱する。
- 第6条 部長は、役員会の意に沿って、担当部会を統括する。
- 第7条 各部会は、役員会及び運営協議会の指示、決定事項に従い、次のことを行ない且つ、その担当部門において、学校、地域、関連団体関係行事等に協力する。  
1. 学年部は、会員意識を高めるため保護者と教職員との連絡や会員相互の親睦に努める。  
2. 教養部は、会員の教養向上のため、研修会、講演会、講習会等の活動を行ない、会員相互の親睦をはかる。  
3. 広報部は、PTA 活動を全会員に知らせ、広報誌等を通じ会員相互の意識向上をはかる。  
4. 保健体育部は、会員の保健知識の普及、校内の環境整備、児童給食の効果の向上又、スポーツ等を通じて会員の親睦を深める。  
5. 選考部は、会員の中より自薦、他薦を問わず候補者を募り、次年度執行部役員の選出にかかわる。  
6. 愛護部は、児童の登下校の安全見守りのほか、通学路の危険個所の改善活動やパトロール等を行なう。
- 第8条 委員は、全ての部会・委員会と相互親睦をはかり、本会の事業に積極的に協力しあい委員全員で推進する。
- 第9条 本細則は、規約第 20 条及び第 30 条の定めに従い、運営協議会の議決、委員総会の承認により変更できる。

- (附則) 本細則は、昭和 42 年 4 月 1 日より実施する。  
(附則) 本細則は、昭和 43 年 5 月 26 日より実施する。  
(附則) 本細則は、昭和 45 年 5 月 4 日より実施する。  
(附則) 本細則は、昭和 46 年 4 月 29 日より実施する。  
(附則) 本細則は、昭和 50 年 4 月 1 日より実施する。  
(附則) 本細則は、昭和 51 年 4 月 1 日より実施する。  
(附則) 本細則は、昭和 52 年 4 月 1 日より実施する。

- (附則) 本細則は、平成 4 年 4 月 1 日より実施する。
- (附則) 本細則は、平成 6 年 4 月 1 日より実施する。
- (附則) 本細則は、平成 11 年 4 月 1 日より実施する。
- (附則) 本細則は、平成 15 年 11 月 7 日より実施する。
- (附則) 本細則は、平成 26 年 4 月 1 日より実施する。
- (附則) 本細則は、平成 29 年 5 月 1 日より実施する。
- (附則) 本細則は、令和 5 年 3 月 7 日一部改正する。  
但し、施行は令和 5 年 4 月 29 日より実施する。
- (附則) 本細則は、令和 7 年 4 月 26 日より実施する。
- (附則) 本細則は、令和 8 年 4 月 25 日より実施する。

# 伊丹市立笹原小学校 PTA 慶弔規程

PTA 会員の慶弔に関する贈与は、本規定の定めるところによる。

1. PTA 会員並びに児童の死亡の場合、10,000 円の香料もしくは供花を贈る。
2. 学校教職員の配偶者死亡の場合、5,000 円の香料もしくは供花を贈る。
3. PTA 会員並びに児童が 1 カ月以上入院した場合、申請により見舞金 5,000 円を贈る。
4. PTA 会員の結婚の場合、御祝金 5,000 円を贈る。
5. 学校教職員の転退職及び異動(学校申請による)の場合、3,000 円を限度とした記念品を贈る。
6. 上記に規定しない社会通念上の事態が発生した場合は、役員、顧問とで協議の上決定する。但し、運営協議会で報告せねばならない。
7. 電報の取扱いについては、祝電は原則として打たない。  
弔電に関しては、遠方及び通夜・告別式に参列できない場合のみ打つものとする。  
入園式、入学式、卒園式、卒業式等の行事については、役員のいずれかが出席できない場合のみ打つものとする。  
その他、判断に迷う場合は役員で協議の上判断する。全て、運営協議会で報告するものとする。
8. 上記事項の給付を受けた者は、これに対する返礼は行なわないものとする。
9. 本規定は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。

# 伊丹市立笹原小学校 PTA 個人情報取扱細則

本細則は、規約第 29 条の規定により作成したものである。

- 第1条 (目的) 伊丹市立笹原小学校 PTA (以下、「本会」という。) が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報データベース (以下、単に「個人情報データベース」という。) の取扱いについて定めるものとする。
- 第2条 (責務) 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報保護に努めるものとする。
- 第3条 (管理者) 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。
- 第4条 (取扱者) 本会における個人情報データベースの取扱者は、運営協議会構成員と、管理者が任命した委員とする。
- 第5条 (秘密保持義務) 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 第6条 (収集方法) 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。
- 第7条 (利用) 取得した個人情報は、PTA 活動の目的のために利用する。
- 第8条 (利用目的による制限) 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 第9条 (管理) 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第10条 (保管及び持ち出し等) 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。
- 第11条 (第三者提供) 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ず第三者に提供してはならない。
1. 法令に基づく場合
  2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
  3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
  4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
  5. 笹原小学校への情報提供、第 7 条に定める通り

- 第12条 (第三者提供に係る記録の作成等) 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
1. 第三者の氏名
  2. 提供する対象者の氏名
  3. 提供する情報の項目
  4. 対象者の同意を得ている旨
- 第13条 (第三者提供を受ける際の確認等) 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
1. 第三者の氏名
  2. 第三者が個人情報を取得した経緯
  3. 提供を受ける対象者の氏名
  4. 提供を受ける情報の項目
  5. 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)
- 第14条 (情報開示等) 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 第15条 (漏えい時等の対応) 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。
- 第16条 (研修) 本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。
- 第17条 (変更) 本細則の変更は、規約第30条の定めによる。
- 第18条 本細則は、平成30年4月1日より実施する。

〒664-0865 伊丹市南野6丁目5番33号

伊丹市立笹原小学校 P T A

メール [sasahara.s.pta.s@gmail.com](mailto:sasahara.s.pta.s@gmail.com)